令和４年度介護支援専門員更新研修Ｂ（実務未経験者向け）・再研修　開催要項

【はじめに：研修受講申込にあたって必ずお読みください】

・本研修は、介護支援専門員証（以下、「証」という）の更新や再交付に必要な法定研修です。
・更新手続きに必要な研修は各自の証の更新履歴や実務経験などによって異なります。自身で受講する研修種別を十分確認のうえ、受講申込みをしてください（自身の証更新手続きに必要な研修については、６ページ「フローチャート」で確認してください）。
・福祉人材研修センターでは、各自の証の更新履歴を確認できないため、証更新に必要となる研修種別を判断できません。従って、証の更新・再交付手続きの可否についても判断いたしかねます。
・「実務経験」「実務に従事」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者を含む）した経験です。なお、要介護認定のための認定調査のみ行っていた場合や連絡調整業務のみに従事していた場合は、「実務経験」とは認められません。
・本研修の受講地は、原則、証の登録府県となります。他府県で登録をしている方は、兵庫県で勤務していても登録府県での受講となりますので、ご注意ください。
・兵庫県以外の府県に登録されている方は、現在登録している府県と兵庫県との協議（登録地または受講地変更手続き）により受講を認められなければ、本研修の申込みはできません。手続きの詳細は登録の府県で確認してください。

１　目　　的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な価値（態度）、知識、技術を再修得すること。

２　到達目標

（１）介護保険制度の理念、介護支援専門員の業務全般と倫理、自立支援の考え方を理解し実践できる。
（２）ケアマネジメントに関する知識・技術≪受付⇒相談・面接⇒課題分析（アセスメント）⇒ケアプランの作成⇒モニタリング≫をもとにした適切な実務が実践できる。
（３）利用者を支援する上で知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解し活用することができる。
（４）地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、専門職としての役割を理解し実践できる。

３　主　　催　　兵庫県社会福祉協議会　福祉人材研修センター（兵庫県指定研修実施機関）

４　研修実施期間　令和４年４月 18 日(月)～８月 23 日(火)

５　申込期日　令和４年２月 21 日(月)　必着

６　定　　員　　800 名

７　受講料・資料代・テキスト代　40,780 円※

（受講料：28,000 円・資料代：2,000 円・テキスト代 10,780 円）
※受講決定通知に同封の払込取扱票にてご入金いただきます。

８　受講対象者（証有効期間満了日の元号が平成の場合、令和に置換えてご確認ください。）

（１）更新研修Ｂ（実務未経験者）

① 兵庫県登録の方で現在の証の交付を受けてから、介護支援専門員の実務に従事した経験がなく、令和６年３月 31 日※までに証の有効期間が満了し、証の更新をしようとする方。

② 兵庫県登録の方で現在の証の交付を受けてから、介護支援専門員の実務に従事した経験がなく、令和６年４月１日～令和７年３月 31 日※の間に証の有効期間が満了し、証の更新をしようとする方。

注意!! ①と再研修の方を優先し、その上で定員に満たない場合のみ先着順で受講決定します。

（２）再研修

ⓐ兵庫県登録の方で、証の有効期間が満了している方。
ⓑ兵庫県登録の方で、研修最終日(第９日目)までに証の有効期間が満了し、再度、証の交付を希望する方。
ⓒ兵庫県登録の方で、証の交付をせず登録日から５年が経過した方

9　研修科目・時間

日　程	科　目	時　間	受講方法
１日目	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義３時間	❶
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義２時間	
	介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義２時間	
２日目	自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義６時間	
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義２時間	
３日目	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義３時間	
	地域包括ケアシステム及び社会資源	講義３時間	
４日目	ケアマネジメントの展開①基礎理解	講義１時間	
	ケアマネジメントの展開②脳血管疾患	講義２時間	
	ケアマネジメントの展開③認知症	講義２時間	
	ケアマネジメントの展開④筋骨格系疾患及び廃用症候群	講義２時間	
５日目	ケアマネジメントの展開①基礎理解	演習２時間	❷
	ケアマネジメントの展開②脳血管疾患に関する事例	演習３時間	
６日目	ケアマネジメントの展開③認知症に関する事例	演習３時間	
	ケアマネジメントの展開④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	演習３時間	
７日目	ケアマネジメントの展開⑤内臓の機能不全	講義２時間	❶
	ケアマネジメントの展開⑥看取り	講義２時間	
８日目	ケアマネジメントの展開⑤内臓の機能不全に関する事例	演習３時間	❸
	ケアマネジメントの展開⑥看取りに関する事例	演習３時間	
９日目	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	演習５時間	

❶:e ラーニングまたは研修会場来所による受講。❶で e ラーニングにより受講された場合は、期間内であれば 24 時間いつでも科目の順序を自由に受講いただけます。
❷:研修会場来所による受講またはオンライン受講（予定）
❸:研修会場来所による受講

10　コース・会場

（１）研修日程（９日間）

１）講義日程（A～D のうち、希望のコースを選択）

ｺｰｽ	１～３日目	４日目	７日目
A	【e ラーニング】指定期間内に自宅等にて受講		
B	１日目：４月 18 日(月) ２日目：４月 19 日(火) ３日目：４月 20 日(水)	５月 19 日(木)	７月 14 日(木)
C	１日目：４月 21 日(木) ２日目：４月 22 日(金) ３日目：４月 23 日(土)	５月 20 日(金)	７月 15 日(金)
D	１日目：４月 25 日(月) ２日目：４月 26 日(火) ３日目：４月 27 日(水)	５月 21 日(土)	７月 19 日(火)

【e ラーニング視聴期間】
○１～４日目
４月 18 日(月)～
５月 26 日(木)
○７日目
６月 17 日(金)～
７月７日(木)

【研修時間】
1日目：9時15分～17時45分
2日目：9時15分～17時40分
3日目：9時15分～17時40分
4日目：9時15分～17時40分
7日目：9時30分～14時45分

２）演習日程（①～⑥のうち、希望のコースを選択）

コース	５日目	６日目	８日目	９日目
①	６月３日(金)	６月４日(土)	８月４日(木)	８月５日(金)
②	６月６日(月)	６月７日(火)	８月８日(月)	８月９日(火)
③	６月８日(水)	６月９日(木)	８月 10 日(水)	８月 11 日(木・祝)
④	６月 10 日(金)	６月 11 日(土)	８月 17 日(水)	８月 18 日(木)
⑤	６月 13 日(月)	６月 14 日(火)	８月 19 日(金)	８月 20 日(土)
⑥	６月 15 日(水)	６月 16 日(木)	８月 22 日(月)	８月 23 日(火)

※②コースの５日目・６日目(網掛け部分)はオンラインでの実施予定(来所での演習に変更の可能性あり)

（２）e ラーニング受講(講義)

・研修第１～４・７日目は、e ラーニング（録画した講義動画を自宅等のパソコン・タブレット等からインターネットを利用して学習）で受講いただけます。e ラーニングの受講には、インターネット環境※（パソコン、メールアドレス、安定した通信回線等）が必要です。
※インターネット環境等の要件については５ページ「16 e ラーニング視聴者向けシステム要件及びデモサイトでの視聴確認」をご確認ください。

・e ラーニングでの受講に必要な ID 等はテキスト発送時にお知らせします。詳細は受講決定通知にてご確認ください。

・視聴期間中は、e ラーニングにて動画を繰り返し何度でも視聴できます。

・e ラーニングは、期間内に学習を終了する必要があります。進捗状況は事務局がチェックしており、進捗状況により事務局からメールや電話にて受講を促すことがあります。

・講義動画を早送りするなどして動画教材を受講したかのように不正に操作することは慎んでください。不正が認められた場合は、受講を中断させていただきます。

・複数の方が１台のパソコンで同時に視聴できません。複数の方が１つのパソコンの画面を一緒に見た場合、そのパソコンでログインした ID の方だけが「受講済」となり、他の方は「未受講」となります。同じパソコンを複数人で共用する場合は、時間を分けて各自の ID でログインして視聴する必要があります。

・いかなる理由があっても e ラーニング受講期間の延長はできません。必ず期間内に受講を終えるように計画的に取り組んでください。期間内に受講を終えなければ、研修は修了できません。

・個人又は職場が所有するパソコン・タブレット等の操作方法や設定に関する質問については、本センターではお受けできませんので、必ず購入先等にお問合せください。

（３）オンライン受講(演習)

・②コース(定員 60 名)に限り、研修第５・６日目の演習をオンライン受講※とする予定です。オンライン受講とはパソコン(カメラ・スピーカー・マイク)を用いて、インターネット(Zoom*)を通じてリアルタイムで研修に参加いただく方式です。研修中、受講される方は顔と氏名を画面上に表示し、少人数でのグループワークや発表も行います。
※状況によっては、研修会場来所での受講とさせていただく場合があります。なお、②コースの第８・９日目(８月８日(月)・９日(火))は研修会場での受講となります。

・オンライン受講申込は、「オンライン受講ができる環境が整っている」かつ「過去に Zoom で研修を受講した」方に限ります。必ず研修受講申込みまでに Zoom アプリをインストール(無料)の上、自身で接続テストを行い、受講が可能かをお確かめください。

・オンライン受講ができる環境とは、パソコンで Zoom を用いることができることとあわせてバックアップとしてタブレットやスマートフォンでネットワーク遮断に対応できる環境とします。

・５月 16 日(月)14 時から１時間程度「オンラインプレ研修」を行います。オンラインプレ研修に参加できない方は、オンライン受講の申込みはできません。また、いかなる理由によってもテスト当日に不参加・離席した場合は、オンライン受講はできなくなりますのでご注意ください。

＊Zoom のロゴ及び名称は、Zoom Video Communications, Inc.の米国及び日本法人その他の国における商標または登録商標です。

（４）会場※

・福祉人材研修センター(神戸市中央区中山手通７-28-33)
※e ラーニング及びオンライン受講を除く

11　申込方法　（１）・（２）いずれかの方法でお申し込みください。申込期日：２月 21 日(必着)

（１）ホームページ申込フォーム

本センターホームページ（ https://hfkensyu.com/ ）の専用申込フォームに必要事項を入力のうえ、「研修を申し込む」ボタンをクリックしてください。フォームに入力いただいたメールアドレスに、入力内容が送信されて、申込受付完了です。
専用申込フォーム：トップページ＞介護支援専門員の試験・研修・様式について＞介護支援専門員の研修（資格の更新研修含む）＞介護支援専門員の更新研修を受講したい＞更新研修 B・再研修

（２）別紙受講申込書を郵送

受講申込書を簡易書留により福祉人材研修センター※まで郵送のうえ、申込みしてください。
※本センターの住所は「受講申込書」を参照してください。

【申込みいただく上での注意事項】

・個人専用のメールアドレスが必要です（職場共有アドレスは不可）。
・申込みいただく前に介護支援専門員研修専用アドレス（ cmkensyu@hyogo-wel.or.jp ）からのメールを受信できるようにしてください（アドレスを登録していただく・着信拒否設定の解除等の設定が必要な場合)。
・添付ファイルを送信する場合があるため、登録はパソコン・タブレット等のアドレス(Gmail・Yahoo 等のフリーメールを含めて)を推奨します。携帯電話等のメールは受信容量制限がありうるため、お勧めしません。
・本センターから申込内容を確認させていただく場合がありますので、申込受付完了メールや申込書の写しを保管するようにしてください。
・申込内容に虚偽があった場合、研修受講が無効となる場合があります。

12　受講決定

・受講決定通知は、受講の可否を含め申込者全員に、令和４年３月９日（水）頃に発送を予定しています。令和４年３月 16 日（水）までに通知が届かない場合は、必ず下記の問合せ先までご連絡ください。
・受講コースは必ずしも希望したコースになるとは限りません。

13　研修の修了要件および研修修了評価（注意）

・厚生労働省の研修実施要綱により、研修修了にかかる「評価制度」が導入されています。受講状況等により、研修受講の中断や退出を命じ、研修の修了を認めない場合があります。
・本研修においては、欠席や各科目 15 分以上の遅刻・離席・早退が認められた場合は、当該科目の受講修了が認められません。このことにより、別コースへの受講日程の変更は対応できない場合があります。
・研修日程中で合計 30 分以上の遅刻・離席・早退が確認された場合は、その時点で研修修了が認められません。

14　新型コロナウイルス感染症等拡大防止にかかる注意事項（重要）

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本センターホームページ（ https://hfkensyu.com/ ）にある「兵庫県福祉人材研修センター 新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を熟読いただき、改めてご理解・ご協力をお願いします。
・今後の感染状況によっては研修を中止・延期することがあります。その際は、登録アドレスに通知するのとあわせて本センターのホームページでお知らせします。

15　問合せ・申込書送付先

（1）研修に関すること

研修推進部
〒650-0004　神戸市中央区中山手通７-28-33
TEL：078-367-5211(平日：９時～17 時) FAX：078-367-4522

（2）介護支援専門員の登録・証の更新(有効期間、登録番号)・登録地変更に関すること

兵庫県高齢政策課　計画・審査班
〒650-8567　神戸市中央区中山手通５-10-１
兵庫県／介護支援専門員について（hyogo.lg.jp）

16　e ラーニング視聴者向けシステム要件及びデモサイトでの視聴確認

共通

ディスク空き容量	1GB以上推奨
メモリ	1GB以上推奨
回線速度	2Mbps以上推奨

Windows／Mac

ブラウザ	OS	バージョン
Google Chrome	Windows/Mac	最新版を推奨
Firefox	Windows	最新版を推奨
Safari	Mac OS	最新版を推奨
Microsoft Edge	Windows	最新版を推奨

スマートフォン／タブレット

Android	4.4以上
iOS	9.0以上

上記システム要件の確認が困難な場合は、「デモサイト（ゲストログイン）」から動画視聴の可否をご確認ください。①から③の手順でクリックいただくことで、サンプル動画を視聴いただけます。

兵庫県福祉人材研修センターホームページ(https://hfkensyu.com/)

介護支援専門員証更新・交付のための研修フローチャート

AI が質問に答えます

※研修を修了しただけでは更新したことにはなりません。必ず兵庫県へ専門員証交付のための申請手続きをしてください

○初回更新　○前回の研修が更新研修Ｂ　○現在の証が再研修修了により交付された方

現在の証交付以降、実務に従事した経験はありますか？

いいえ → **更新研修 B**（実務未経験者向け）（54 時間）を受講して下さい。

はい

通算した実務経験期間が…

下記の２種類の研修を**必ず①→②の順番で２つ受講**してください。

①	6 ヶ月以上あり、申込時点で**実務に就いている** **専門研修課程Ⅰ**（57.5 時間）	・6 ヶ月以上あり、申込時点で**実務に就いていない** **更新研修 A(前期)**（57.5 時間）
②	・3 年以上あり、申し込み時点で**実務に就いている** **専門研修課程Ⅱ**（33.5 時間）	・3 年未満 ・3 年以上あり、申込時点で**実務に就いていない** **更新研修 A(後期)**（33.5 時間）

○証の更新が２回目以上の方向け

［前回の研修が専門研修課程Ⅱ・更新研修Ａ（後期）の方
・専門Ⅰまたは更新Ａ（前期）と、専門Ⅱまたは更新Ａ（後期）の方］

現在の証交付以降、実務に従事した経験はありますか？

いいえ → **更新研修 B**（実務未経験者向け）（54 時間）を受講して下さい。

はい

申し込み時点で実務についており、かつ実務経験が通算３年以上ありますか？

はい → **専門研修課程Ⅱ**（33.5 時間）を受講して下さい。

いいえ → **更新研修Ａ（後期）**（33.5 時間）を受講して下さい。

○既に証の有効期間が満了している方　○上記の研修では研修中に有効期間が満了する方

新型コロナウイルスの影響による、有効期間の延長措置の対象者は除く【7 ページ※参照】

再研修（54 時間）を受講して下さい。
※原則有効期間満了者

→ ※再研修修了後より、専門員証の交付申請手続きが可能です。

介護支援専門員研修フローチャート
＜注意事項＞

※新型コロナウイルスの影響で、令和３年度の更新研修が受講できず、すでに証の有効期間が満了もしくは該当研修の終了前に満了される方は、兵庫県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和３年度介護支援専門員証更新に係る法定研修が受講出来ない場合の取扱い」をご確認ください。

更新手続きの注意事項

- 研修を修了しただけでは、更新したことにはなりません。必ず兵庫県へ証交付のための申請手続きをしてください。
- 更新や再交付に必要な研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無や前回の更新状況により異なります。ご自身でフローチャートをよく確認してください。
- 今後、介護支援専門員として実務に従事する予定がない場合は、証を更新する必要はありません。
- 証を更新されない場合、介護支援専門員として実務に就くことはできませんが、登録は抹消されません。証の有効期間満了後、実務に就きたい方は再研修を受講してください。再研修修了後より、証の交付申請手続きが可能です。
- 更新研修は、証の有効期間満了日のおおむね２年前より申し込めます。（研修受講申し込みや日程については、福祉人材研修センターへお問い合わせください。）
- 対象者は、原則として兵庫県登録の方となります。（他府県登録の方は、登録府県にお問い合わせください。）

実務経験期間とは

- 現在お持ちの証の交付日以降の通算期間のことです。
- 「実務に就く」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成）した経験をいいます。居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。

★一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は、実務経験に含まれません。

【研修日程や内容等お問い合わせ】

兵庫県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
TEL０７８－３６７－５２１１
（受付時間平日９：００～１７：００）

ホームページは
こちらの QR コードより

【更新方法・手続き等お問い合わせ】

兵庫県　高齢政策課　計画・審査班
メールアドレス
koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
※メールでのお問い合わせにご協力お願いします。

兵庫県ホームページは
こちらの QR コードより